

教 育 民 生 委 員 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 26 年 10 月 7 日
開 会 時 刻	午後 1 時 24 分
閉 会 時 刻	午後 1 時 53 分
出 席 委 員 名	◎中山裕司 ○世古明 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 岡田善行 福井輝夫 藤原清史
	西山則夫
	世古口新吾 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	楠木宏彦 鈴木豊司
担 当 書 記	中川浩良
審 議 議 案	継続調査案件 「伊勢市病院事業に関する事項」
	・参考人招致について
説 明 員	なし

審査結果並びに経過

中山委員長開会を宣言し、会議録署名者に楠木委員、鈴木委員を指名した。

直ちに会議に入り、「伊勢市病院事業に関する事項」における「参考人招致について」を議題とし、参考人として、藤本昌雄院長、多上智康医療技術部長、木津井ひづる看護部長、藤井昭慶検査室参事を招致することを決定し委員会を閉会した。

開会 午後1時24分

◎中山裕司委員長

それでは、ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

それでは会議に入ります。

本日の会議録署名者2名は、委員長において楠木委員、鈴木委員の御兩名を指名いたします。

本日の案件は、継続調査案件となっております、「伊勢市病院事業に関する事項」における参考人招致についてであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように、取り計らいをさせていただきます。

それでは参考人招致についてを議題といたします。

本日は、新市立伊勢総合病院建設工事設計業務に係るプロポーザルの選考委員会委員を参考人として呼びし、新市立伊勢総合病院建設工事設計業務受託者選考の経過についての審査をすることについて御協議願います。

まずは、正副委員長のほうで用意しております参考人招致方法等の案について申し上げますので、後ほど、各委員から御意見をいただきたいと思っております。

参考人につきましては、選考委員のうち外部委員を除く4名、院長、藤本昌雄さん、医療技術部長、多上智康さん、看護部長、木津井ひづるさん、検査室参事、藤井昭慶さんに出席を求めたいと思っております。

委員会室には1人ずつ入室の上、1人約60分程度の時間内で受託者選考のポイントとなっております、既存建物の利用についての考え方及びプロポーザル審査の評価方法の考え方についての御意見を述べていただき、後、委員から質疑をいたしたいと考えております。

また、日時及び参考人の発言順序については、参考人の業務都合等もありますため、正副委員長に御一任願いたいと思っております。

参考人として委員会の出席を求める場合、委員会の決定が必要となるため、お諮りする

ものであります。

御発言ございませんか。

はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

病院の関係につきましてですね、早く契約をしていただいて、事業を進めていただきたいなというふうに思っておるんですけど、今、議題にさせていただきました参考人の招致につきましては、私としましてはですね、賛成をいたしかねるという立場でいます。

6月の14日にプロポーザルの公開のヒアリングがあったわけでございますが、私その場に出席をさせていただきました。

2次審査ということでしたんですが、4社ともですね、しっかりと自社の考え方を説明をされましたし、6名の選考委員さんにつきましても、それぞれの立場から御質問等されておりまして、その場におきましては特に疑問も矛盾も感じることなく聞かされてまいりました。

したがいまして、私としましては選考委員の皆様から参考人という形でお越しをいただきまして、改めて意見を聞く必要はないというふうに自信を持っておりますので、賛成をいたしかねるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

◎中山裕司委員長

ほかにございませんか。

はい、藤原委員。

○藤原清史委員

私も、正直申しますと、この参考人を呼んでまでやらなくちゃいけないのかなというような気持ちにはなっております。

前回の委員会で決まったんで、するということで仕方ないと思うんですけども、この1人ずつ60分いろいろ聞くということで、何かいかにも疑惑があるようなとり方でやっているということで、相手にとって本当に失礼じゃないかなという気がするんですわ、ですから、私も本当は聞く事はしなくてもいいんじゃないかなという気はしております。

以上です。

◎中山裕司委員長

ほかに御意見ございませんか。

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

私もこの参考人招致云々については、以前は、休憩中ということで、正式に決まったわけではなかったんですが、それを今日やるのかなというふうに思っておったんですが、既存建物の運用についての部分についてもですね、そこの位置を準用しとるというか、そこがですね、積極的に調査の上これ使えるということ、判断したものだということについて

は、別に何ら、疑義もないものですから、私も、必要ないというふうなほうに賛成です。
別に参考人招致しなくてもいいんじゃないかなというふうな考えであります。
以上です。

◎中山裕司委員長

ほかに何か御意見ございませんか。
はい。

○吉井詩子委員

私は、この参考人招致については、どうするべきかということ是非常に迷いますが、しかし、このままで答えが出るかどうかということに関して、非常に疑問に思いますので、この際、参考人招致という形で、藤原委員がおっしゃる1人60分以内っていう形について、もう少し考えてみたらどうかというふうに思います。

◎中山裕司委員長

あの60分以内ということで、以内でございますので。

(「すいません」と呼ぶ者あり)

◎中山裕司委員長

60分以内ということで、60分やるということではございませんので、皆さん方の意見が出なかったら、今の60分以内、60分を超えたらいけませんよということですから、なければ、その今の話やないけども、皆さん方の参考人に対する質問がなければ、この今の話しやけども、5分で終わるか10分で終わるかということになります。

60分以内という、1人60分以内ということでございます。

はい。

○楠木宏彦委員

私は、この問題については随分いろいろと当局からも説明を受けて、ある程度納得はしているんですけども、ただこの委員会の中で、皆さんが納得をしないことには先に進めないと思っておりますので、幾分かでも疑義があれば、やはりそれは質すべきだろうと、そういうことで積極的に賛成というわけではないんですけども、やはり今ここで参考人招致をするということは、意味はあると思います。

◎中山裕司委員長

どうです。はい。

○岡田善行委員

私としては参考人招致というのは、実際この聞きたい人もいるならやるべきであろうかと思うんですが、ただその質問する内容が今のところ私としては、これというもんがない

んですよね。

これ、もし呼んだとしても質問がないっていう可能性が出てくると思いますので、その辺だけどうなるかが……。

ただそのある程度ここがちょっと私も、まだ今、落としどころでちょっといやだになっていう私見的なものを持っているんですわ。ただそれを聞いて納得するかっていうのはちょっと僕もそれだけでは自信持ってないので、そう考えると、呼んで質問がないとかいうふうになるのも問題かなと、ちょっと思っております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

どうぞ、西山委員。

○西山則夫委員

内容についてね、委員長、副委員長のほうから、既存建物の運用ですか、あり方、あるいは評価方法についての論点に絞っていくということでお話があったんですが、私、これまで委員会で、いろんな質疑をさせていただいて、自分なりの疑問点だけは持つておるつもりですけども、それぞれ中にはもう少し解明したい部分というのがあるということで参考人招致という形になるということについては、ある程度認めざるをえないかなっていうふうには思っております。

まあ、先ほど、それぞれ御意見が出てますように、1時間やるかどうか別にしましても、それぞれまだ自分自身が不明確な部分、聞きたい部分があれば、それぞれが質疑をさせていただくということで行う、それ以上のことは何もないと、自分たちの、私の持つている疑問点を解明するというだけでの内容にさせていただければ、私は、このことについては了とさせていただきます。

◎中山裕司委員長

副委員長。

○世古明副委員長

この提案させてもらった側なんですけど、やはり今のままではですね、ちょっと皆さん一人一人呼び方とか、ちょっとこう考えるとこもあると思うんですけど、やはりこの問題をどっかを前に進めるにはですね、やはり、大体わかるとるといいながらも、実際本人さんの話を聞いたことは1回もないんで、それを本人さんの意向とかを別ルートっちゅうか、当局側の方を通じて意見を聞くのがありますが、やはりそれだけでは伝わらない部分があるんで、やはり実際に選考に当たった人から直接意見を聞くというのは、また有効な手段かなと思っておりますし、ぜひともそうしていきたいと思っております。

◎中山裕司委員長

まあ、皆さん方の大体御意見を賜りました。

私のほうからもちょっと御意見を申し上げたいと思っておりますが、この参考人招致がなぜこ

ういう形で、当委員会として参考人を呼んで、いろんな今日までの選考の過程を聞くかということでもあります。

これにつきましては、何かなしに出てきたんではないわけでありまして、当委員会で、その設計業務委託の問題が出てきましたときに、委員会でもいろいろと議論がございました。

また本会議におきましても、いろんな議論がされまして、当局側のこの問題に関しまして一貫した答弁がやっぱりなかってですね、やっぱり二転三転をしてきたという、そこら辺にやっぱり大きな問題が、実際はあったわけであります。

そういうことから、やはりこのままでは、やはり委員会として、きちっと議論をして、そして、問題がなければやっぱりそれは承認をしていく、きちっとやっぱり委員会として、今の話、参考人を招致をして、それを参考人の意見を聞く中で、きちっとやっぱり、整理をしてどう進めていくかということは非常に当委員会に課せられた大きなやっぱり私は、責任ではないかと、こういうふうに副委員長とも考えたわけであります。

そういうようなことで、今回、本会議におきましても、病院長のああいうような発言もございましたし、当局側ですね、病院の側の各委員の皆様方に対する質問も二転三転ずっとしてきておる、ということはもう周知の事実でありますから、その辺をやっぱりきちっと正していくということは必要かなというふうに思います。

ただ先ほどの発言がございましたけれども、私はプロポーザルにも行っておりませんが、個々の皆さん方のそれぞれの主観があると思います。それで今の話しやけども、問題はなかったという判断をされる方、プロポーザルに行っておられる方でもやっぱりそういうようなことでやっぱり問題があったと、いうようなことも言われる方もありますから、それはそれぞれの皆さん方のやっぱり主観でありますから、やっぱりこの場できちっとそういうことに関する選考委員の部外者を呼ぶということについてはいかがなというふうなことの意見もですね、この前回でしたかなこの問題をする、吉井委員から、部外者を呼ぶということは非常に失礼ではないかと、だから、少なくともこちらの関係の参考人をという形で、今回、こちらの関係の参考人ということになりました。

時間につきましては一応1時間以内ということですから、一応1時間を超えるということは本会議でも、そういうことで1時間以内ということと取りましたので、1時間以内ということで、なければ別にそのないままにですね、それはもう質問がなければ、終わっていくということですけども、この委員会として、そういうふうな形で今上げました4名の参考人に対してですね、意見を聞かしていただいて、そして皆さん方と議論をして判断をしていくということで進めていきたいというのが、いかにも参考人招致というと、何かこう耳障りと言われると、皆さん方のイメージがそういうようなことでありますけれども、この真実のほどをやっぱりきちっとお聞かせいただくということにつきたいなというふうに思っておりますので、その点は誤解のないようにしていただきたいと思っております。

そういうことでございますので、いろんな今意見が出されましたけれども、皆さん方の意見が出尽くしましたので、この参考人の招致についてですね、採決とりますか、どうします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 39 分

再開 午後 1 時 51 分

◎中山裕司委員長

それでは休憩を閉じ会議を開きます。

それでは参考人の出席要求についてお諮りをいたします。

新市立伊勢総合病院建設工事設計業務受託者選考に係る審査のため、選考委員会委員、藤本昌雄さん、多上智康さん、木津井ひずるさん、藤井照慶さんを地方自治法115条の2第2項の規定に基づき参考人として、本委員会に出席を求め、意見を聞くことにいたしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

参考人を招致するということが決定をいたしましたので、引き続き、参考人招致の際の委員会の取り扱いについて御協議を願いたいと思います。

次回、開催の委員会について審査内容を鑑み、外部への公開をいたしますと、参考人各人への意見聴取が不十分となるおそれがあること、またプロポーザルの選考過程を明らかにすることにより、企業情報が含まれることとなるため、秘密会といたしたいと思いますが、いかがいたしますか。

誰か御意見ございましたら。

よろしゅうございますか。はい。

○鈴木豊司委員

ここの教育民生委員会の委員さん以外の……。

◎中山裕司委員長

議員は出席できます。

◎中山裕司委員長

ほかに御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようですからお諮りをいたします。

次回の委員会における参考人招致につきましては、会議冒頭で秘密会の決定をすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

よろしゅうございますね。

はい、それでは、本日御審査いただく案件につきましては以上でございます。

それでは、これもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

どうも、御苦労さまでございました。

閉会 午後1時53分

上記署名する。

平成 年 月 日

委員長

委員

委員